

監査公表第19号

平成20年3月18日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年8月12日

福島県監査委員 小桧山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之

20教財第181号
平成20年5月30日

福島県監査委員 小桧山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美 様
福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 印

財政的援助等監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成20年3月12日付け19福監第818号で報告ありました財政的援助等監査の結果については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別 紙

- 1 監査対象法人等 財団法人 福島県自然の家
- 2 所管部局 教育庁（生涯学習領域）
- 3 検討事項及び検討の状況について

検 討 事 項	検 討 状 況
<p>「検討事項」</p> <p>郵便振替による施設使用料の郵便振替手数料について、各自然の家により異なる取扱いとなっている。</p> <p>利用者に対する公平の観点から振替手数料の負担について検討を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担 いわき海浜自然の家 会津自然の家 ・自然の家負担 相馬海浜自然の家 郡山自然の家 	<p>「いわき」、「会津」の両自然の家においては、既に振替手数料を利用者負担としている。</p> <p>自然の家の利用に関し、郵便振替が利用されているのは、基本的に利用料金、シーツ代及び食事代などの直接利用の部分であるため、利用者本人の希望により現金払い（当日払い）ではなく振替（後日払い）を希望する場合は、平成20年度より4施設全てにおいて振替手数料の利用者負担をお願いすることとした。</p>

- 1 監査対象法人等 2009年FISフリースタイルスキー世界選手権猪苗代大会組織委員会
- 2 所管部局 教育庁（生涯学習領域）
- 3 指摘事項及び措置の状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>事務事業の計画的執行に欠け適切でないものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>組織委員会の平成18年度事業の当初計画において対象外であった、モーグル、デュアルモーグルの種目が事業対象に組み入れられ事業内容も大きく変更されたことから、本来は事業計画変更及び補正予算の措置について組織委員会議で議決すべきところ、その手続を行わず事業を実施している。</p>	<p>左記の件については、平成19年度第3回組織委員会議（H19.8.29）において報告後、財務計画の見直しを実施した。新財務計画は、第6回組織委員会議（H19.10.25）において承認され、併せて、大会運営の状況変化等が生じた場合の処理として、補正予算を迅速に行うとともに、予算の執行管理を含めて会計処理の適正化を図ることで了解された。</p> <p>県としては、2009年F I Sフリースタイルスキー世界選手権猪苗代大会組織委員会規約ほか関係規程を遵守し、事務執行の管理体制を強化するよう指導した。</p>